

令和 3 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 43 号議案～第 59 号議案

令和 3 年 6 月 2 日提出

提出議案一覧表

| 議案番号 | 件名 | 掲載頁 |
|-----------|---|----------------|
| 第 43 号 議案 | 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 13 号)) | 1 専決書 別冊 |
| 第 44 号 議案 | 専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定) | 3 |
| 第 45 号 議案 | 令和 3 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号) | 別冊 |
| 第 46 号 議案 | 舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会条例制定について | 11 |
| 第 47 号 議案 | 舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例制定について | 14 |
| 第 48 号 議案 | 舞鶴市消防表彰条例の一部を改正する条例制定について | 17 |
| 第 49 号 議案 | 舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 18 |
| 第 50 号 議案 | 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について | 19 |
| 第 51 号 議案 | 舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について | 25 |
| 第 52 号 議案 | 公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について | 26 |
| 第 53 号 議案 | 舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について | 27 |
| 第 54 号 議案 | 舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について | 29 |
| 第 55 号 議案 | 財産の取得について(救助工作車) | 30 |
| 第 56 号 議案 | 公有水面埋立てに関する意見について(下安久地区及び和田地区) | 32 |

| | | |
|------------|------------------------|----|
| 第 57 号 議 案 | あらたに生じた土地の確認について(成生地区) | 35 |
| 第 58 号 議 案 | 字の区域の変更について(成生地区) | 36 |
| 第 59 号 議 案 | 市道路線の認定、変更及び廃止について | 38 |

第 43 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 2 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 13 号)(専決第 3 号)

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 44 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 4 号)

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 4 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の右に「及び第 53 条の 10 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 9 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 53 条の 10 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 81 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の右に「又は第 5 項」を加える。

附則第 7 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 28 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項を削り、同条第 18 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条中第 19 項を第 17 項とし、第 20 項を第 18 項とする。

附則第 7 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 7 条の 4 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 30 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 3 年度分及び令和 4 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 8 条の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 8 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 9 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第 10 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和

2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第12条の2中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第12条の2の2第2項中「同条第2項」の右に「又は第3項」を、「同条第4項」の右に「又は第5項」を加える。

附則第13条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲

げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 13 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 22 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日(以下この項、次項及び附則第 7 項において「施行日」という。)以後に行う同条第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の舞鶴市市税条例(次項において「旧条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36

条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 46 号議案

舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会条例制定について

舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 公募型補助金等の交付の対象となる者の選定を公平かつ適正に行うため、公募型補助金等の種類ごとに、舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「公募型補助金等」とは、補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって公募によるもののうち、市長が別に定めるものをいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、公募型補助金等の交付の対象となる者の選定に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員

(3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から調査審議が終了した日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該公募型補助金等を所管する部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議及び委員の任期満了後最

初に開かれる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

公募型補助金等の交付の対象となる者の選定を公平かつ適正に行うため、舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 47 号議案

舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例について

舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定等を公平かつ適正に行うため、舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募対象公園施設 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設をいう。
- (2) 設置等予定者 法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する設置等予定者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

- (1) 法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する評価の基準の策定に関すること。
- (2) 法第 5 条の 4 第 3 項の規定による設置等予定者の選定に関すること。

2 舞鶴市指定管理者選定委員会条例(平成 25 年条例第 5 号)第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、委員会は、市長の諮問に応じ、公募対象公園施設に係る都市公園の指定管理者の候補者の選定(公募対象公園施設に係る公募との調整を要すると市

長が特に認めるものに限る。)について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第4条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から調査審議が終了した日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該公募対象公園施設に係る公募事務を所管する部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定等を公平かつ適正に行うため、舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 48 号議案

舞鶴市消防表彰条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防表彰条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防表彰条例(昭和24年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

前項第 2 号から第 4 号までに該当する者に対する賞金の贈与については、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 887 条及び第 889 条の規定の例による。

第 12 条中「同条第 2 号及び第 3 号又は第 4 号の事項については夫々別紙様式第 1 号又は第 2 号により、その他の各号については、詳細なる調書を添えて特別」を「、特別」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における押印等の見直しに伴い、消防署長等に押印を義務付けていた表彰該当者の具申に係る様式を削除する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 49 号議案

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における押印等の見直しに伴い、固定資産評価審査委員会が行う審査手続において審査申出人等に求めていた署名及び押印を不要としたいので提案する。

第 50 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例
(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の右に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「うちその者」を「うち、その者」に改め、「及び扶養親族」の右に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 3 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 7 条の 2 中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項を第 18 項とし、第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 46 項の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

第2条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

目次中 「 第 6 節 特別土地保有税(第 131 条—第 140 条の 7) 」 を
「 第 6 節 特別土地保有税(第 131 条—第 140 条の 7) 」
第 3 章 目的税 に改める。

第 1 節 入湯税(第 141 条—第 149 条) 」

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 市税として課する目的税は、入湯税とする。

第 19 条各号列記以外の部分中「又は第 139 条第 1 項」を「、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項」に改め、同条第 1 号中「又は第 105 条」を「、第 105 条又は第 145 条第 3 項」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 目的税

第 1 節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)が教育上の見地から行う行事に参加している者
- (4) 宿泊を伴わないで入湯する者

(入湯税の税率)

第 143 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第 146 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額

又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

2 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動があつた場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第149条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、舞鶴市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、舞鶴市市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、舞鶴市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、舞鶴市市税条例附則第2条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第2条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中舞鶴市市税条例附則第3条の改正規定 令和4年1月1日
 - (2) 第2条並びに附則第5項及び第6項の規定 令和4年4月1日
 - (3) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日
 - (4) 附則第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - (5) 第1条のうち舞鶴市市税条例附則第7条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水

被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの
条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第4項において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした

同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(入湯税に関する経過措置)

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(次項において「4年新条例」という。)第3章第1節の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後の入湯(2号施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る2号施行日の入湯を除く。)について適用する。
- 6 2号施行日において現に鉱泉浴場を営んでいる者に対する4年新条例第147条第1項の規定の適用については、同項中「経営開始の日の前日」とあるのは、「令和4年4月30日」とする。

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の非課税限度額の算定における国外居住親族の取扱いを改めるとともに、地方税法に基づく入湯税を課するため、その税率、徴収方法等必要な事項を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 51 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の5中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市の都市公園における公募設置管理制度の導入に伴い、公募対象公園施設である建築物を設ける場合における都市公園の建蔽率の上限に係る特例について定めたいので提案する。

第 52 号議案

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例(平成9年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表芥子谷団地の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

建物の老朽化に伴い、芥子谷団地を廃止したいので提案する。

第 53 号議案

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市道の構造の基準に関する条例(平成25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「意義は、」の右に「道路法及び」を加える。

第 32 条中「横断歩道橋等」の右に「、自動運行補助施設」を加える。

第 43 条を第 44 条とし、第 42 条の次に次の 1 条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第 43 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。)は、舞鶴市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成 25 年

条例第 21 号)に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路法の改正に伴い、新たに創設された歩行者利便増進道路の指定制度に係る道路の構造の基準を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 54 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 26 号を削り、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号から第 56 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により個人番号カードの発行事務が市町村長が行う事務から地方公共団体情報システム機構が行う事務に変更されたことに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を削除したいので提案する。

第 55 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

- 1 取得する財産(動産)
救助工作車 1 台
- 2 取得の方法
指名競争入札
- 3 取得価格
117,150,000 円
- 4 取得の目的
車両の老朽化に伴う更新のため
- 5 取得の相手方
綾部市本町 7 丁目 67 番地の 2
大槻ポンプ工業株式会社
代表取締役 大槻 浩平

提案理由

車両の老朽化に伴う更新のため、救助工作車を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

第 56 号議案

公有水面埋立てに関する意見について

市内下安久地区及び和田地区に係る公有水面埋立てに関し、下記のとおり意見を述べることについて公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

記

異 議 な し

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

下安久地区及び和田地区に係る公有水面の埋立てに関し意見を述べたいので提案する。

参 考

公有水面埋立法第3条第1項の規定による市内下安久地区及び和田地区に係る公有水面埋立ての概要

1 出願人の住所及び名称

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府

2 埋立区域

舞鶴市字下安久小字栗ノ上1番地の3から舞鶴市字和田小字浜田1073番地の1に至る間の地先の公有水面

3 埋立面積

106,913.07 m²

4 埋立ての目的

舞鶴国際ふ頭の機能強化に係る整備に伴うふ頭用地等を確保するため、公有水面を埋め立てるものである。

5 埋立地の用途

ふ頭用地、保管施設用地、業務施設用地、緑地、道路用地及び護岸用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着工の日から10年

参 考

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 抜 粋

- 第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 2 都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ
 - 3 第 1 項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得
 - 4 市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第 57 号議案

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により、舞鶴市内に下記の土地があらたに生じたことを確認する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

| 所 在 地 | 面 積 |
|--|-------------------------|
| 字成生小字観音崎 10044 番地の 2、同小字観音崎 10044 番地の 9 及び同小字小成生 669 番地の 1 の地先 | 1,096.69 m ² |

備考 地番は、令和 3 年 4 月 7 日現在のものである。

提案理由

成生地区に係る公有水面の埋立てに伴い、あらたに生じた土地の確認について、議決を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(あらたに生じた土地の確認)

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

(第 2 項 略)

第 58 号議案

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域を下記のとおり変更する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

字の区域の変更調書

| 編 入 す る 区 域 | | 編入先の字 |
|--|-------------------------|-------|
| 所 在 地 | 面 積 | |
| 字成生小字観音崎 10044 番地の 2、同小字観音崎 10044 番地の 9 及び同小字小成生 669 番地の 1 の地先 | 1,096.69 m ² | 字成生 |

備考 地番は、令和 3 年 4 月 7 日現在のものである。

提案理由

成生地区に係る公有水面の埋立てに伴い、同地区の字の区域を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(第 2 項以下 略)

第 59 号議案

市道路線の認定、変更及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

| 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|----------|-------------------------|--------|
| 向ノ丁 2 号線 | 舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 359 番 8 から | |
| | 舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 359 番 9 まで | |
| 糖ヶ坪田圃線 | 舞鶴市字引土小字糖ヶ坪 322 番 5 から | |
| | 舞鶴市字引土小字糖ヶ坪 320 番 22 まで | |

2 変更する路線

| 路線名 | 変更 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------------|----|-------------------------|--------|
| 七日市立丁 1 号線 | 前 | 舞鶴市字七日市小字立丁 378 番 1 から | |
| | | 舞鶴市字七日市小字立丁 379 番 7 まで | |
| | 後 | 舞鶴市字七日市小字立丁 378 番 1 から | |
| | | 舞鶴市字七日市小字立丁 377 番 10 まで | |

3 廃止する路線

| 路線名 | 起点及び終点 | 重要な経過地 |
|---------|------------------------|--------|
| 今谷口線 | 舞鶴市字朝来中小字今谷口 85 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字今谷口 101 番 まで | |
| 茶ノ木下京所線 | 舞鶴市字朝来中小字茶ノ木下 264 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字京所 93 番 まで | |
| 向坪今谷口線 | 舞鶴市字朝来中小字向坪 296 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字今谷口 98 番 4 まで | |
| 京所ユリ線 | 舞鶴市字朝来中小字京所 195 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字ユリ 198 番 まで | |
| ユリ線 | 舞鶴市字朝来中小字ユリ 223 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字ユリ 228 番 まで | |
| 茶ノ木下向坪線 | 舞鶴市字朝来中小字茶ノ木下 245 番 から | |
| | 舞鶴市字朝来中小字向坪 285 番 まで | |

提案理由

倉谷地区ほか 1 地区の路線の市道認定、七日市地区の市道路線の変更及び朝来中地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。